

## 6 よくある質問

### Q1 就学支援金の申請書類を提出した後、就学支援金はいつ頃受け取れるのですか？

就学支援金は、生徒本人・保護者に直接お渡しするものではありません。就学支援金の支給が認定されると、国から東京都教育委員会を経由し、学校に対して直接交付されます。支給認定がなされた生徒・保護者の方には、授業料を納めていただく必要はありません。

### Q2 書類の提出を忘れ、9月に申請書等を提出しようと思いますが、遅って受給できますか？

就学支援金は、手続を行った当月又は翌月から支給され、遅っての受給はできません。支給を希望される方は、学校があらかじめ定める提出期限までに必ず書類を提出してください。

### Q3 親権は両親にあります。子供は祖父の扶養に入っているため、祖父の所得を確認できる書類を提出すればよいですか？

あくまでも親権者の区市町村民税所得割額が基準となりますので、この場合、親権者である両親の所得を確認できる書類を提出してください。

### Q4 就学支援金の申請をしませんでした。父母が離婚したことで世帯の所得状況に変更がありました。就学支援金の支給は受けられますか？

離婚や死別等により、親権者が2人から1人になった場合、1人分の親権者の所得を確認できる書類を添付し、学校に申請してください。親権者の構成に変更があった月中に申請していただき、要件を満たせば、翌月から就学支援金の支給対象となります。

### Q5 就学支援金の支給を受けましたが、養子縁組等により、親権者の数が増えました。どのような手続が必要ですか？

親権者が増えた場合、新たな親権者の構成を基準に、所得の状況を審査する必要があります。新たな親権者の所得を確認できる書類を御用意の上、学校に届け出てください。

### Q6 親権者のうち、一方の親が配偶者控除を受けているのですが、控除対象配偶者の課税証明書等はどのような場合に不要となりますか？

配偶者控除を受けている場合、控除対象配偶者の区市町村民税所得割額は最大でも3,000円程度です。以下の事例1、事例2を基に御判断ください。

事例1 父親：区市町村民税所得割額 30万1000円、配偶者控除 あり の場合



両親の区市町村民税所得割額の合算が最大の場合を想定しても、30万4000円となり、認定基準(30万4200円)未済となることが明らかなので、父親の課税証明書等のみの提出で結構です。

事例2 父親：区市町村民税所得割額30万2000円、配偶者控除ありの場合



両親の区市町村民税所得割額の合算が最大の場合を想定した場合、30万5000円となり、認定基準(30万4200円)以上となる可能性があるため、両親2人の課税証明書等が必要です。

※ 配偶者控除を受けていない場合(配偶者特別控除しか受けていない場合を含む)、区市町村民税所得割額の額にかかわらず、両親2名の課税証明書等が必要です。

### Q7 休学をする場合に手続きは必要ですか？

休学する期間については、授業料は課されませんので、就学支援金の支給も停止します。休学に関する手続きと併せて、支援金の停止手続きを行ってください。復学の際に、支給手続きを行うことで、就学支援金の支給も再開できます。手続きについては、学校の経営企画室にお問い合わせください。

申請書類、受付期間、その他高等学校等就学支援金制度に関することについては、学校の経営企画室にお問い合わせください。

## 平成29年度 高等学校等就学支援金 支給手続のお知らせ(7月申請)

東京都教育委員会では、生徒の保護者の所得に応じ、**授業料が無料**になる「高等学校等就学支援金」(以下「就学支援金」という。)制度を行っています。

就学支援金の利用を希望される方は、学校があらかじめ指定した提出期限までに、申請手続を行うようお願いいたします。期限までに手続を行わない場合は、授業料をお支払いいただくこととなります。やむを得ず手続が遅れる事情がある場合、必ず学校に事前相談してください。

※ 「就学支援金」の申請をされない方も提出書類があります。(「2 手続方法」参照)

※ 「就学支援金」制度の利用を希望される場合、毎年申請が必要です。

### 1 就学支援金の支給対象となる世帯及び支給額

「区市町村民税の所得割額」が**30万4200円未満**の世帯

- ※ おおよそ年収910万円未満(両親のうちいずれか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の子供がいる場合の目安です。)の世帯が相当します。
- ※ 区市町村民税の所得割額は、原則として保護者の合算となります。
- ※ 確認方法は、3ページの「5 区市町村民税所得割額を確認できる書類」に掲載しています。

支給額			
全日制 (単位制を含む)	定時制	定時制 (単位制)※	通信制※
月額 9,900円	月額 2,700円	1単位につき 1,740円	1単位につき 336円

※ 履修登録を行った単位数が就学支援金の支給対象となり、年間30単位(通算74単位)が支給上限です。なお、支給上限を超過した履修単位数に係る授業料は、別に免除申請を行うことができます。

#### ■ 支給対象とならない方

- (1) 高等学校等を卒業又は修了したことがある方
- (2) 高等学校等に在学した期間が通算して(転学等の場合を含む)、全日制課程の場合は36か月を超える方、定時制及び通信制課程の場合は48か月を超える方
- (3) 平成25年度以前に現在の学校へ入学された方

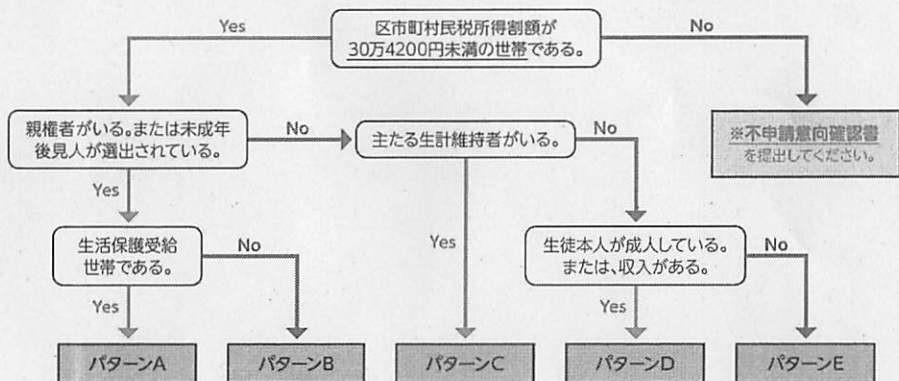
### 2 手続方法

対象	手続	今後の予定
就学支援金を希望される方	2ページの「3 手続に必要な書類」を御参照の上、必要書類を学校へ提出してください。	本年8月以降、審査結果を郵送します。支給認定とならない方には、10月末日を納付期限とした「授業料納入通知書(7~3月分)」を同封します。
就学支援金を希望されない方	「高等学校等就学支援金の不申請意向確認書」に必要事項を記入し、学校へ提出してください。	本年8月以降、9月末日を納付期限とした「授業料納入通知書(7~3月分)」を郵送します。

#### 【重要】

就学支援金を受給している生徒が、期日までに「申請書兼収入状況届出書」の提出をしない場合、法令に基づき、就学支援金の支払いが一時休止されます。期日以降に、申請を行うことは可能ですが、遅っての支給はできません。期日以降の申請で、認定された場合は、原則として翌月から支給となります。

### 3 手続きに必要な書類



パターン	必要書類	発行機関
A	②生活保護受給証明書 ・平成29年1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できるもの。 ・親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので、申請日前3か月以内に発行のもの。 ・平成29年度1月1日時点で生活保護の対象であることが確認できない場合は、Bの書類を提出してください。	1枚 福祉事務所
B	②区市町村住民税所得割額を確認できる書類(親権者または未成年後見人のもの) ・平成29年度住民税(非)課税証明書(記載事項の省略がないもの) ・平成29年度特別徴収税額通知書 ・平成29年度住民税納税通知書	1枚 区・市役所 町・村役場
C	①申請書兼収入状況届出書 ②区市町村住民税所得割額を確認できる書類(主たる生計維持者のもの) 1枚 ③生徒本人の健康保険証の写し(国民健康保険の場合のみ④も提出) 1枚 ④住民票の写し(世帯全員記載のもの) ※個人番号の記載のないもの 1枚	区・市役所 町・村役場 各保護者 区・市役所 町・村役場
D	②区市町村住民税所得割額を確認できる書類(生徒本人のもの) 1枚 ③生徒本人の健康保険証の写し(国民健康保険の場合のみ④も提出) 1枚 ④住民票の写し(世帯全員記載のもの) ※個人番号の記載のないもの 1枚	区・市役所 町・村役場 各保護者 区・市役所 町・村役場
E	所得を確認できる書類の提出は不要です。 ①申請書兼収入状況届出書のみをご提出ください。	

#### ■ 書類提出上の注意事項

- 一度提出された書類は返却できませんので、課税証明書等の原本をお手元に残す必要がある場合は、その写し(コピー)を提出してください。写しを御提出いただく場合は、課税年度、氏名、区市町村住民税所得割額が分かるように複写してください。
- 源泉徴収票や給与明細書は、所得を確認できる書類としては認められません。
- 親権者全員の区市町村住民税所得割額の合算で審査するため、親権者全員分が必要です。ただし、親権者のうち、片方の親が配偶者控除を受けている場合、もう片方の親(控除対象配偶者)の区市町村住民税所得割額は最大で3,000円程度となるため、控除対象配偶者の課税証明の提出が不要となる場合があります。詳細は4ページの「6 よくある質問Q6」を確認してください。
- 親権者又は未成年後見人が次の四つのいずれかに該当する場合、その方の所得は審査の対象に含まれません。その方の所得を確認できる書類の提出は不要となりますので、手続上、親権者又は未成年後見人がいないものとみなして、必要書類を提出してください。
  - 一時的に親権を行う児童相談所長
  - 児童福祉施設の長
  - 法人である未成年後見人
  - 財産に関する権限のみを行使すべきこととされている未成年後見人
- 所得確認の対象となる方が課税期日(平成29年1月1日)に日本国内に在住していない等の理由により、課税証明書等が発行されない場合は、その方の所得を確認できる書類の提出は不要となります。

### 4 支給対象期間

手続・支給の流れ(全日制課程の場合)

学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生				申請書兼届出書 課税証明書等(平成29年度分) ↓ 学校に提出 申請								
2年生				申請								
3年生				申請								

支給対象期間(7月～翌年6月)

### 5 区市町村住民税所得割額を確認できる書類

以下の証明書等により確認ができます。図はイメージです。区市町村によって形式が異なります。

#### (1) 住民税(非)課税証明書

保護者が平成29年1月1日現在、住民登録している区・市役所、町・村役場で発行できます。

#### (2) 特別徴収税額通知書

保護者が会社等に勤務している場合、平成29年5～6月頃に勤務先を経由して交付されます。

#### (3) 住民税納税通知書

保護者が自営業者の場合、平成29年1月1日現在、住民登録している区市町村から交付されます。

※イメージ図

平成29年度 特別区民税・都民税 課税証明書

1月1日現在の住所氏名 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

平成28年1月1日から12月31日までの所得等

給与収入金額	〇〇〇円
公的年金等収入金額	〇〇〇円
その他の所得金額	〇〇〇円
合計所得金額	〇〇〇円

所得控除額の内訳

社会保険料控除	〇〇〇円
生命保険料控除	〇〇〇円
基礎控除	〇〇〇円
合計所得金額	123,400円

区市町村住民税所得割額 ※都民税や均等割額の算入は不要です。

平成29年度 課税標準額

総所得金額	〇〇〇円
その他の課税標準額の合計	〇〇〇円

平成29年度 課税標準額

特別区民税	123,400円
都民税	〇〇〇円

平成29年度 給与所得等に係る特別区民税・・・

所得割額	123,400
------	---------

氏名 東京 太郎

区市町村住民税所得割額 ※都民税や均等割額の算入は不要です。

#### ■ 提出された個人情報の取扱いについて

この制度において東京都教育委員会が収集する、生徒や保護者等の個人情報については、法令等に従い適正に管理します。なお、就学支援金に関する業務を他の事業者へ委託して行わせる場合、委託先に対し、必要かつ適正な監督を行います。御提出いただいた所得確認書類は他の就学支援事業(給付型奨学金、東京都国公立高等学校等奨学のための給付金等)に利用させていただく場合がございます。あらかじめ御承知おきください。